

# 大分県報

平成二十九年  
号外（三五）  
三月三十一日

（金曜日）

## 目次

### 規則

医療法施行細則の一部改正……………一

大分県後期高齢者医療財政安定化基金管理規則の一部改正……………七

老人福祉法施行細則の一部改正……………八

### 人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部改正……………一一

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正……………一三

### 訓令

大分県副知事の担任事務に関する規程の一部改正……………一三

## 〇規則

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

大分県知事 広瀬 貞

### 大分県規則第二十号

#### 医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（平成八年大分県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第五十条中「医療法人」の下に「若しくは地域医療連携推進法人」を加え、同条を第五十条とし、第四十九条の次に次の九条を加える。

（地域医療連携推進法人の決算の届出）

第五十条 法第七十条の十四において準用する法第五十二条第一項の規定による届出は、地域医療連携推進法人の決算届（第五十八号様式）により行わなければならない。

（地域医療連携推進法人の解散認可申請）

平成二十九年三月三十一日

第五十一条 法第七十条の十五において準用する法第五十五条第六項の規定による申請は、

地域医療連携推進法人解散認可申請書（第五十九号様式）により行わなければならない。

（地域医療連携推進法人の解散の届出）

第五十二条 法第七十条の十五において準用する法第五十五条第八項の規定による届出は、

地域医療連携推進法人解散届（第六十号様式）により行わなければならない。

（地域医療連携推進法人の清算人の就任の届出）

第五十三条 法第七十条の十五において準用する法第五十六条の六の規定による届出は、地

域医療連携推進法人清算人就任届（第六十一号様式）により行わなければならない。

（地域医療連携推進法人の清算の結了の届出）

第五十四条 法第七十条の十五において準用する法第五十六条の十一の規定による届出は、

地域医療連携推進法人清算結了届（第六十二号様式）により行わなければならない。

（地域医療連携推進法人の定款変更認可申請）

第五十五条 法第七十条の十八において準用する法第五十四条の九第三項の規定による認可

を受けるための申請は、地域医療連携推進法人定款変更認可申請書（第六十三号様式）に

より行わなければならない。

（地域医療連携推進法人の定款の変更の届出）

第五十六条 法第七十条の十八において準用する法第五十四条の九第五項の規定による届出

は、地域医療連携推進法人定款変更届（第六十四号様式）により行わなければならない。

（地域医療連携推進法人の代表理事の選定認可申請）

第五十七条 施行規則第三十九条の二十七第一項の申請書は地域医療連携推進法人代表理事

選定認可申請書（第六十五号様式）とする。

（地域医療連携推進法人の代表理事の解職認可申請）

第五十八条 施行規則第三十九条の二十七第二項の申請書は地域医療連携推進法人代表理事解

職認可申請書（第六十六号様式）とする。

第四十六号様式の添付書類に次の一項を加える。

6 監査無効等との取引の状況に関する警告書

第四十六号様式の注の5中「監査報告書」を「監査無効等」に改め、同様式の注に次の一

項を加える。

6 医療法第51条第2項に規定する医療法人の場合、次の書類を添付すること。

(1) 純資産変動計算書

(2) 附属明細表

(3) 公認会計士又は監査法人の監査報告書

大分県報号外（規則）

第五十七号様式の次に次の九様式を加える。

第58号様式（第50条関係）

地域医療連携推進法人の決算届

大分県知事 殿

年 月 日

事務所所在地  
地域医療連携推進法人名  
代表理事氏名  
電話番号（ ） ー

届出者

年 月 日から 年 月 日までの決算を終了したので、医療法第70条の14の規定において適用する同法第52条第1項の規定により届け出ます。

添付書類

- 1 事業報告書
  - 2 財産目録
  - 3 貸借対照表
  - 4 損益計算書
  - 5 関係事業者との取引状況に関する報告書
  - 6 医療法第70条第2項第3号の支援及び同法第70条の8第2項の出資の状況に関する報告書
  - 7 医療法第46条の8第3号の監査報告書
  - 8 公認会計士又は監査法人の監査報告書
- 注 1 貸借対照表及び損益計算書は、病院、診療所又は介護老人保健施設別のものを提出する必要はなく、法人全体のを提出すれば足りること。
- 2 提出は毎会計年度終了後3月以内である。
- 3 貸借対照表の純資産の額に変更があった場合は、登記事項の変更の登記が必要である。

第59号様式（第51条関係）

地域医療連携推進法人解散認可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

事務所所在地  
申請者 地域医療連携推進法人名  
代表理事氏名  
電話番号（ ） -

地域医療連携推進法人 の解散の認可を受けたいので、医療法第70条の15において準用する同法第55条第6項の規定により申請します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 定款又は寄附行為に定められた解散に関する手続を経たことを証する書類
- 3 財産目録及び貸借対照表
- 4 残余財産の処分に関する事項を記載した書類

注 代表理事氏名を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

第60号様式（第52条関係）

地域医療連携推進法人解散届

年 月 日

大分県知事 殿

事務所所在地  
届出者 地域医療連携推進法人名  
清算人氏名  
電話番号（ ） -

地域医療連携推進法人 を解散したので、医療法第70条の15において準用する同法第55条第8項の規定により届け出ます。

添付書類

- 1 理由書
- 2 定款又は寄附行為に定められた解散に関する手続を経たことを証する書類
- 3 財産目録及び貸借対照表
- 4 残余財産の処分に関する事項を記載した書類

第61号様式（第53条関係）

地域医療連携推進法人清算人就任届

年 月 日

大分県知事 殿

事務所所在地  
届出者 地域医療連携推進法人名  
清算人氏名  
電話番号（ ） -

下記のとおり地域医療連携推進法人 の清算人に就任したので、医療法第70条の15において準用する同法第56条の6の規定により届け出ます。

記

清算人	氏名	
	住所	
就任年月日	年 月 日	

第62号様式（第54条関係）

地域医療連携推進法人清算結了届

年 月 日

大分県知事 殿

事務所所在地  
届出者 地域医療連携推進法人名  
清算人氏名  
電話番号（ ） -

年 月 日付けをもって解散した地域医療連携推進法人の清算を結了したので、医療法第70条の15において準用する同法第56条の11の規定により届け出ます。

記

清算結了年月日	年 月 日
---------	-------

第63号様式（第55条関係）

地域医療連携推進法人定款変更認可申請書

大分県知事 殿 年 月 日

事務所所在地  
 地域医療連携推進法人名  
 申請者 代表理事氏名  
 電話番号（ ） —

地域医療連携推進法人 の定款の変更の認可を受けたいので、医療法第70条の18において準用する同法第54条の9第3項の規定により申請します。

添付書類

- 1 定款の変更の内容(新旧対照表を添付すること。)及びその理由を記載した書類
- 2 定款に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類
- 3 開設しようとする施設に係る診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類及び開設しようとする施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面(新たに病院、診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする場合に限る。)
- 4 開設しようとする施設に係る従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類及び開設しようとする施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面(新たに第一種社会福祉事業に係る施設を開設しようとする場合に限る。)
- 5 定款変更後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書(新たに病院、診療所若しくは介護老人保健施設又は第一種社会福祉事業に係る施設を開設しようとする場合に限る。)
- 6 変更後の定款

注 代表理事氏名を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

平成二十九年三月三十一日

第64号様式（第56条関係）

地域医療連携推進法人定款変更届

大分県知事 殿

年 月 日

事務所所在地  
 届出者 地域医療連携推進法人名  
 代表理事氏名  
 電話番号（ ） —

下記のとおり地域医療連携推進法人 の定款を変更したので、医療法第70条の18において準用する同法第54条の9第5項の規定により届け出ます。

記

変更事項	
変更前	
変更後	

添付書類

変更後の定款

大分県報号外（規則）

<p>第65号様式（第57条関係）</p> <p style="text-align: center;">地域医療連携推進法人代表理事選定認可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>大分県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">事務所所在地 申請者 地域医療連携推進法人名 代 表 理 事 氏 名 電話番号（ ） -</p> <p>標記について、医療法第70条の19第1項及び医療法施行規則第39条の27第1項の規定に基づき申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 代表理事となるべき者の住所、氏名</p> <p>2 選定の理由</p> <p>注 1 代表理事となるべき者の履歴書を添付すること。 2 代表理事氏名を記載し、押印することに代えて、自署することができる。</p>	<p>第66号様式（第58条関係）</p> <p style="text-align: center;">地域医療連携推進法人代表理事解職認可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>大分県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">事務所所在地 申請者 地域医療連携推進法人名 代 表 理 事 氏 名 電話番号（ ） -</p> <p>標記について、医療法第70条の19第1項及び医療法施行規則第39条の27第2項の規定に基づき申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 代表理事の住所、氏名</p> <p>2 解職の理由</p> <p>注 代表理事氏名を記載し、押印することに代えて、自署することができる。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十九年四月二日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の医療法施行細則(以下「旧規則」といふ。)の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の同規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 旧規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

大分県後期高齢者医療財政安定化基金管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第二十一号

大分県後期高齢者医療財政安定化基金管理規則の一部を改正する規則

大分県後期高齢者医療財政安定化基金管理規則(平成二十年大分県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第三号様式中

当該市町村の当該特定期間における		当該市町村の当該特定期間における		当該市町村の当該特定期間における		当該市町村の当該特定期間における	
徴収する保険料 賦課額 (算定省令第27 条第1号イ)	法第99条第1項 及び第2項の繰 入金額 (算定省令第27 条第1号ロ)	法附則第14条 第2項の繰入金 の額のうち当該 市町村に係る額 (算定省令附則 第6条第1項)	法附則第14条 第2項の繰入金 の額のうち当該 市町村に係る額 (算定省令附則 第6条第1項)	市町村の額 (②～⑦の 合計額) + 広域連合の 額 (Ⅱ～Ⅷ の合計額)	市町村保険料 収納必要額 保険料収納必 要額×⑧	市町村の額 (②～⑦の 合計額) + 広域連合の 額 (Ⅱ～Ⅷ の合計額)	市町村保険料 収納必要額 保険料収納必 要額×⑧
初年度 ②	終了年度 ③	初年度 ④	終了年度 ⑤	初年度 ⑥	終了年度 ⑦	⑧	⑨
Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ		

当該市町村の当該特定期間における  
市町村の額  
市町村保険料

徴収する保険料 賦課額 (算定省令第27 条第1号イ)	法第99条第1項 及び第2項の繰 入金額 (算定省令第27 条第1号ロ)	(②～⑤の 合計額) + 広域連合の 額 (Ⅱ～Ⅴ の合計額)	収納必要額 保険料収納必 要額×⑥		
初年度 ②	終了年度 ③	初年度 ④	終了年度 ⑤	⑥	⑦
Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ		

〔4)の⑦〕に

繰入金の額		繰入金の額		繰入金の額	
法第99条第1項 及び第2項の繰 入金額	法附則第14条 第2項の繰入金 の額のうち当該 市町村に係る額 算定省令附則第 6条第1項	法第99条第1項 及び第2項の繰 入金額	法附則第14条 第2項の繰入金 の額のうち当該 市町村に係る額 算定省令附則第 6条第1項	(⑭+⑮)+ ⑯+⑰)× 基金事業対 象比率	⑬+⑱
初年度 ⑭	終了年度 ⑮	初年度 ⑯	終了年度 ⑰	⑱	⑲

を

繰入金の額		繰入金の額	
法第99条第1項 及び第2項の繰 入金額	(⑭+⑮) ×基金事業 対象比率	⑬+⑯	⑰
初年度 ⑭	終了年度 ⑮	⑬+⑯	⑰

を

〔4)の⑨〕を

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第二十二号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則（昭和三十八年大分県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 費用（第十八条―第二十四条）」を「第四章 削除」に、「第五章 雑則（第二十五条・第二十六条）」を「第五章 有料老人ホーム（第二十五条）」に改める。

第三条中「施行規則第一条の八」を「法第十四条の二」に改める。

第四条中「第十四条の二」を「第十四条の三」に改める。

第六条中「施行規則第三条の二」を「法第十五条の二第一項」に改める。

第八条第一項中「による」の下に「養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム（以下「老人ホーム」という。）の設置の」を加え、同条第二項中「第三条」を「第三条第一項」に改める。

第九条の次に次の一条を加える。

（老人ホーム事業変更届）

第九条の二 法第十五条の二第二項の規定による届出は、老人ホーム事業変更届（第十号様式）によらなければならない。

第十条を次のように改める。

（老人ホーム入所定員減少（増加）届等）

第十条 法第十六条第二項の規定による老人ホームの入所定員の減少又は増加の届出は、老人ホーム入所定員減少（増加）届（第十一号様式）によらなければならない。

2 法第十六条第三項の規定による老人ホームの入所定員の減少の時期又は入所定員の増加の認可の申請は、老人ホーム入所定員減少時期（入所定員増加）認可申請書（第十二号様式）によらなければならない。

第十一条の見出しを「（老人ホームの廃止（休止）届等）」に改め、同条第一項中「によ


〔(7)の(8)を転記  
④〕

〔(7)の(6)を転記  
④〕

に改める。

第六号様式中

法附則第14条第2項の繰入金金額									
合計額									

を

合計額									
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に、

		算定省令第32条第2号							
法第99条繰入金金額	初年度	終了年度	初年度	終了年度	〔(15)+(16)+(17)+(18)〕×基金事業対象比率	②>(14)+(19)の場合に記入 ②-(14)+(19)	②>(14)+(17)の場合に記入 ②-(14)+(17)		
	(15)	(16)	(17)	(18)					

を

		算定省令第32条第2号							
法第99条繰入金金額	初年度	終了年度	初年度	終了年度	〔(15)+(16)〕×基金事業対象比率	②>(14)+(17)の場合に記入 ②-(14)+(17)	②>(14)+(17)の場合に記入 ②-(14)+(17)		
	(15)	(16)	(17)	(18)					

に改める。



る」の下に「老人ホームの廃止又は休止の」を加え、「老人ホーム 廃止 届」を「老人ホーム 廃止（休止）届」に改め、同条第二項中「施行規則第五条」を「法第十六条第三項」に改め、「による」の下に「老人ホームの廃止又は休止の認可の」を加え、「老人ホーム 廃止 認可申請書」を「老人ホーム 廃止（休止）認可申請書」に改める。

第十二条中「市町村長又は社会福祉法人」を「老人ホームの設置者」に改める。

第十三条第一項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「第五十七条第一項」を「第六十二条第一項」に改め、同条第二項中「社会福祉事業法第五十七条第二項」を「社会福祉法第六十二条第二項」に改める。

第十四条第一項中「社会福祉事業法第五十八条第一項」を「社会福祉法第六十三条第一項」に改め、同条第二項中「社会福祉事業法第五十八条第二項」を「社会福祉法第六十三条第二項」に改める。

第十五条中「社会福祉事業法第五十九条」を「社会福祉法第六十四条」に改める。

第十六条第一項中「社会福祉事業法第六十四条第一項」を「社会福祉法第六十九条第一項」に改め、同条第二項中「社会福祉事業法第六十四条第二項」を「社会福祉法第六十九条第二項」に改める。

第十七条中「市町村、社会福祉法人その他の者」を「軽費老人ホームの事業を営業者」に、「社会福祉事業法第六十六条」を「社会福祉法第七十一条」に改める。

第四章を次のように改める。

#### 第四章 削除

第十八条から第二十四条まで 削除

第五章の章名を次のように改める。

#### 第五章 有料老人ホーム

第二十五条の見出し中「有料老人ホーム設置届」の下に「等」を加え、同条第一項中「による」を「の規定による」に改め、同条第二項中「又は有料老人ホーム廃止届（第三十九号様式）」を削り、同条に次の二項を加える。

3 法第二十九条第三項の規定による届出は、有料老人ホーム廃止（休止）届（第三十九号様式）によらなければならない。

4 第十二条の規定は、法第二十九条第一項の有料老人ホームの設置者が、同条第十一項の規定により必要な措置を採るべきことを命ぜられた場合に準用する。

第二十五条の次に次の章名を付する。

#### 第六章 雑則

第二号様式中「老人福祉法施行規則第1条の8」を「老人福祉法第14条の2」に改める。

第三号様式中「第14条の2」を「第14条の3」に改める。

第五号様式中「老人福祉法施行規則第3条の2」を「老人福祉法第15条の2第1項」に改める。

第十二号様式を削る。

第十一号様式中「老人ホーム入所定員減員認可申請書」を「老人ホーム入所定員減少時期（入所定員増加）認可申請書」に、「減少したい」を「減少（増加）したい」に、「老人福祉法施行規則第4条第2項」を「老人福祉法第16条第3項」に、「減少後」を「減少（増加）後」に、「減少定員」を「減少（増加）定員」に、「減少開始」を「減少（増加）開始」に、「減少する」を「減少（増加）する」に、「同様式を第11号様式とす」を「同様式を第11号様式とす」に、「減少する」を「減少（増加）する」に、「老人福祉法施行規則第4条第1項」を「老人福祉法第16条第2項」に、「減少後」を「減少（増加）後」に、「減少定員」を「減少（増加）定員」に、「減少開始」を「減少（増加）開始」に、「同様式を第11号様式とする」。

第九号様式の次に次の一様式を加える。

第10号様式（第9条の2関係）

第 号  
年 月 日

大分県知事 殿

所在地  
名称及び代表者名

老人ホーム事業変更届

下記のとおり老人ホームの事業を変更するので、老人福祉法第15条の2第2項の規定により届け出ます。

記

変更事項	新	旧

第十三号様式を次のように改める。

第13号様式 削除

第十四号様式中「老人ホーム 廃止届」や「老人ホーム廃止（休止）届」及び「廃止する」

や「廃止（休止）する」並びに「廃止の」や「廃止（休止）の」に改める。

第十五号様式中「老人ホーム 廃止 認可申請書」や「老人ホーム廃止（休止）認可申請書」

並びに「廃止したい」や「廃止（休止）したい」並びに「老人福祉法施行規則第5条」や「老人福祉法第16条第3項」並びに「廃止の」や「廃止（休止）の」に改める。

第十六号様式中「社会福祉事業法第57条第1項」や「社会福祉法第62条第1項」に改める。

第十七号様式中「社会福祉事業法第57条第2項」や「社会福祉法第62条第2項」に改める。

第十八号様式中「社会福祉事業法第58条第1項」や「社会福祉法第63条第1項」に改める。

第十九号様式中「社会福祉事業法第58条第2項」や「社会福祉法第63条第2項」に改める。

第二十号様式中「社会福祉事業法第59条」や「社会福祉法第64条」に改める。

第二十一号様式中「社会福祉事業法第64条第1項」や「社会福祉法第69条第1項」に改める。

第二十二号様式中「老人福祉センターの事業変更届」や「老人福祉センター事業変更届」並びに「社会福祉事業法第64条第2項」や「社会福祉法第69条第2項」に改める。

第二十三号様式中「社会福祉事業法第64条第2項」や「社会福祉法第69条第2項」に改める。

第二十四号様式から第三十六号様式までの次のように改める。

第24号様式から第36号様式まで 削除  
第三十九号様式中「第29条第2項」や「第29条第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# ○人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十九年三月三十一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

## 大分県人事委員会規則第五号

### 職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和三十二年大分県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の一条を加える。

第九条の二 条例第十二条第三項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が四級であり、かつ、第七条の規定による管理職手当に係る区分が三種の職を占めるもの
  - 二 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級であり、かつ、第七条の規定による管理職手当に係る区分が三種の職を占めるもの
- 第十条第二項中「又は配偶者のない旨」を削る。
- 第十二条第二項中「第一項」を「前項」に改める。
- 附則に次の二項を加える。

(平成二十八年改正条例附則第八項から第十項までの規定が適用される間の読替え等)

13 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、改正後の第十条の規定の適用については、同条第一項中「条例第十三条第一項」とあるのは「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十八年大分県条例第四十八号）附則第八項から第十項までの規定により読み替えられた条例第十三条第一項」と、同条第二項中「どうか」とあるのは「どうか又は配偶者のない旨」とする。

14 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十八年大分県条例第四十八号）附則第八項から第十項までの規定により読み替えられた条例第十二条第三項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が四級であり、かつ、第七条の規定による管理職手当に係る区分が三種の職を占めるもの
- 二 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級であり、かつ、第七条の規定

平成二十九年三月三十一日

による管理職手当に係る区分が三種の職を占めるもの  
別表第三の知事の事務部局の部の本庁の項中「部長」の下に「局長（行政職九級の職にあるもの）」を、「地域医療政策監」の下に「社会参加推進監」を加え、「情報政策監」を削り、同部の保健所の項中「副所長」を削り、同部のこども・女性相談支援センターの項中

副センター長	六種
参事（人事委員会が指定する職にあるもの）	七種

を

副センター長	六種
--------	----

に改め、同部の消費生活・男女共同参

画プラザの項中「次長、」を削り、同部の産業科学技術センターの項中

センター長	一種
参事監	三種

を

センター長、参事監	三種
-----------	----

に改め、「参事（人事委員会が指定

する職にあるもの）」を削り、同部の工科短期大学の項中

副校長、部長	七種
--------	----

を

校長	三種
副校長、部長	七種

に改め、同部の土木事務所の項中

大分県報号外（人事委規則）

局長、次長	局長	一種	を	に改め、同表の監査事務局の部中	局長、次長	局長	一種	を	に改め、同表の教育委員会の部の本庁
	次長	三種				次長	三種		
所長	所長、次長（人事委員会が指定する職にあるもの）		を	に改め、同表の監査事務局の部中	所長	所長、次長、参事（総括）		を	に改め、同部の学校教育法
	六種					七種			
歴史博物館	館長	六種	を	に改め、同表の警察本部の部の本部の項中「、交通事故分析官」を削る。	歴史博物館	館長	六種	を	に改め、同部の学校教育法
	副館長	七種				副館長	七種		
埋蔵文化財センター	所長	六種	を	に改め、同部の学校教育法	埋蔵文化財センター	所長	六種	を	に改め、同部の学校教育法
	次長、参事（行政職七級又は六級の職にある者）	七種				次長、参事（総括）	七種		
図書館	副館長	七種	を	に改め、同部の学校教育法	図書館	副館長	七種	を	に改め、同部の学校教育法
	館長	六種				館長	六種		
教育センター	所長	三種	を	に改め、同部の学校教育法	教育センター	所長	三種	を	に改め、同部の学校教育法
	副所長、部長（行政職七級又は六級の職にある者）	七種				副所長、部長（行政職七級又は六級の職にあるもの）	七種		
歴史博物館	副館長	七種	を	に改め、同部の学校教育法	歴史博物館	副館長	七種	を	に改め、同部の学校教育法
	館長	六種				館長	六種		
埋蔵文化財センター	所長	六種	を	に改め、同部の学校教育法	埋蔵文化財センター	所長	六種	を	に改め、同部の学校教育法
	次長、参事（総括）	七種				次長、参事（人事委員会が指定する職にあるもの）	七種		
図書館	副館長	七種	を	に改め、同部の学校教育法	図書館	副館長	七種	を	に改め、同部の学校教育法
	館長	六種				館長	六種		
教育センター	所長	三種	を	に改め、同部の学校教育法	教育センター	所長	三種	を	に改め、同部の学校教育法
	副所長、部長（行政職七級又は六級の職にある者）	七種				副所長、部長（行政職七級又は六級の職にあるもの）	七種		

社会教育総合センター	次長	七種	を	に改め、同部の学校教育法	社会教育総合センター	次長	七種	を	に改め、同部の学校教育法
	所長	十種				所長	十種		
先哲史料館	館長	六種	を	に改め、同部の学校教育法	先哲史料館	館長	六種	を	に改め、同部の学校教育法
	副館長	七種				副館長	七種		
青少年の家	所長	六種	を	に改め、同部の学校教育法	青少年の家	所長	六種	を	に改め、同部の学校教育法
	副館長	七種				副館長	七種		
歴史博物館	館長	六種	を	に改め、同部の学校教育法	歴史博物館	館長	六種	を	に改め、同部の学校教育法
	副館長	七種				副館長	七種		
先哲史料館	館長	六種	を	に改め、同部の学校教育法	先哲史料館	館長	六種	を	に改め、同部の学校教育法
	副館長	七種				副館長	七種		
埋蔵文化財センター	所長	六種	を	に改め、同部の学校教育法	埋蔵文化財センター	所長	六種	を	に改め、同部の学校教育法
	副所長、参事（人事委員会が指定する職にあるもの）	七種				副所長、参事（人事委員会が指定する職にあるもの）	七種		
図書館	副館長	七種	を	に改め、同部の学校教育法	図書館	副館長	七種	を	に改め、同部の学校教育法
	館長	六種				館長	六種		
教育センター	所長	三種	を	に改め、同部の学校教育法	教育センター	所長	三種	を	に改め、同部の学校教育法
	副所長、部長（行政職七級又は六級の職にある者）	七種				副所長、部長（行政職七級又は六級の職にあるもの）	七種		

この規則は、平成二十九年四月一日から施行し、改正後の職員の給与の支給等に関する規則別表第三の警察本部の部の本部の項の規定は、平成二十九年三月二十七日から適用する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第六号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年大分県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一般社団法人又は一般財団法人の項中「公益財団法人森林ネットおおいた」を削り、同表の特別の法律により設立された法人の項中「大分県土地改良事業団体連合会」を「大分県土地開発公社」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

## ○訓 令 甲

大分県訓令甲第三号

本 庁  
地 方 機 関

大分県副知事の担任意務に関する規程（平成二十六年大分県訓令甲第十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第一条の表の副知事二日市具正の担任意務の項中第十二号を第十三号とし、第五号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 国民文化祭・障害者芸術文化祭局に関すること。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日

大分県報号外（人事委規則・訓令甲）